

愛知教育大学におけるハラスメント防止等に関する規程

2006年 3月17日

規程第 23 号

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 責務（第3条～第7条）
- 第3章 ハラスメント防止委員会（第8条～第12条）
- 第4章 相談員（第13条～第18条）
- 第5章 通知措置（第19条）
- 第6章 調停（第20条～第24条）
- 第7章 調査（第25条～第33条）
- 第8章 その他（第34条～第42条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、愛知教育大学（以下「本学」という。）におけるあらゆる形態のハラスメントの防止及び排除を図ることによって、構成員の人権を擁護するとともに、就業及び修学にふさわしい環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、ハラスメントとは、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

- ア 構成員が意図すると否とにかかわらず、性差別的又は性的な言動によって、相手を不快にさせる行為
- イ 構成員が利益若しくは不利益を与えることを利用して、又は利益を与えることを代償として、相手に性的な誘い又は要求をする行為
- ウ 構成員が性差別的若しくは性的な言動又はわいせつな図画若しくは文書の閲覧、掲示若しくは配布（電子媒体によるものを含む。）により、構成員の就業上又は修学上の環境を害する行為

(2) アカデミック・ハラスメント

- ア 教員又はこれに準ずる者がその地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して正当な理由なく教育研究上若しくは修学上の不利益を与える行為、又は利益を与えることを代償として、相手の意に反する要求又は圧力を与える行為
- イ 教員又はこれに準ずる者が不適切な言動又は差別的な取扱いにより、教育研究上若しくは修学上の環境を害する行為

(3) パワー・ハラスメント

- ア 構成員がその地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して
正当な理由なく就業上又は修学上の不利益を与える行為、又は利益を与えることを
代償として、相手の意に反する要求又は圧力を与える行為
- イ 構成員が正当な理由なくその地位又は職務権限を利用し、不適切な言動又は差別
的な取扱いにより、就業上又は修学上の環境を害する行為
- (4) アルコール・ハラスメント
- ア 構成員が意図すると否とにかかわらず、飲酒に関して相手が望まない言動を行い
それによって何らかの不利益または不快感を与える行為
- イ 構成員が未成年者と知りつつ飲酒を強要したり、飲酒を制止しない場合
- (5) その他のハラスメント
- ア 学外者による前各号に掲げる行為又はこれらに準ずる行為
- イ 年齢、出身、心身の障害、疾病、容姿、性格、国籍等の個人的な属性を理由に、
不適切な言動又は差別的な取扱いを行うなどにより、相手に不快感や不利益を与え
る行為
- 2 この規程において、ハラスメントに起因する問題とは、次の各号に掲げることをいう。
- (1) ハラスメントのため、構成員の就業上又は修学上の環境が害されること。
- (2) ハラスメントへの対応に起因して、構成員が就業上又は修学上の不利益を受けるこ
と。
- 3 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 職 員 常勤、非常勤、委託契約職員を問わず、本学で就労するすべての者をいう。
- (2) 学 生 大学院生、学部生、生徒、児童、幼児、留学生、研究生、科目等履修生、
公開講座の受講生など、本学で教育を受ける関係にあるすべての者をいう。
- (3) 構成員 前2号に定める職員及び学生のすべてをいう。
- (4) 部 局 各学系、附属図書館、健康支援センター、各附属学校（園）及び事務局を
いう。
- (5) 部局長 前号に定める部局の長をいう。
- (6) 監督者 職員を監督する地位にある者（課長の職位以上の者）をいう。
- (7) 加害者 第1項各号に掲げる行為を行ったものをいう。
- (8) 相談者 第1項及び第2項各号に掲げる行為についてこの規程に基づく相談又は申
し立てを行う者（次号に定める学外者を含む。）をいう。
- (9) 学外者 構成員が就業上又は修学上接する本学の構成員以外の者をいう。

第2章 責務

（学長の責務）

第3条 学長は、本学におけるハラスメントの防止及び排除に努めそれを統括する。

2 学長は、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じた場合には、ハラスメント防止委員会と連携し必要な措置を適切かつ迅速に講じなければならない。

3 学長は、前項の責務を遂行するにあたり、必要に応じて部局長及びハラスメント防止委員会に指示を与えるものとする。

(部局長の責務)

第4条 部局長は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、当該部局におけるハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じた場合には、速やかに学長に報告の上、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(監督者の責務)

第5条 監督者は、就業にふさわしい環境を確保するため、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じた場合には、速やかに部局長に報告の上、適切に対処しなければならない。

(構成員の責務)

第6条 構成員は、この規程の定めに従い、ハラスメント及びハラスメントに起因する問題を起さないようにしなければならない。

2 構成員は、次条第3項に定める権利の行使において、虚偽の申し出を行ってはならない。

(構成員の権利等)

第7条 構成員は、相談、通知措置、調停又は調査の申し立ての権利を有する。

2 離職した職員、卒業・退学等で現在学籍のない学生についても、本学に在職中若しくは在学中に受けた被害について前項の権利を有する。

3 通知措置、調停又は調査の申し立てを行おうとする者は、第16条に定める相談員に相談しなければならない。

第3章 ハラスメント防止委員会

(設置)

第8条 学長は、本学におけるハラスメントの防止及び排除のため、ハラスメント防止委員会を置く。

(任務)

第9条 ハラスメント防止委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントの防止のための啓発及び研修に関すること。
- (2) ハラスメントの再発防止及び対策に関すること。
- (3) ハラスメント問題解決のための通知措置、調停又は調査の申し立てに関すること。
- (4) 調停委員会の設置及び調査委員会の設置依頼に関すること。
- (5) ハラスメントに関する救済及び環境改善のための措置に関すること。
- (6) 相談員との連携に関すること。

- (7) 本学におけるハラスメント防止に関する概要をまとめ、毎年度ごとに公表すること。
 - (8) その他、ハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項
- 2 ハラスメント防止委員会は、ハラスメントに関する対応策をまとめたときは、関係する部局に勧告するとともに学長へ報告する。

(組織)

第10条 ハラスメント防止委員会は、学長が任命する次の委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名した理事
 - (2) 学長が指名した副学長
 - (3) 附属学校部長又は学長から委嘱された附属学校（園）の副校（園）長 1人
 - (4) 人事労務課長
 - (5) 学長から委嘱された各学系の教育職員 各学系 1人（2人以上を女性とし、法律学又は心理学分野教員を含む。）
 - (6) 学長から委嘱された事務職員等 2人（女性を含む。）
- 2 前項の第2号、第4号及び第5号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (専門的助言者)

第10条の2 委員長は、産業医をメンタル面における専門的助言者（以下「助言者」という。）として、指名する。

- 2 助言者は、委員長の要請を受け、その専門的立場に基づき、ハラスメント委員会の活動等を補佐する。
- 3 助言者は、委員長が必要と認めたとき、ハラスメント防止委員会に出席し、発言することができる。

(委員長及び副委員長)

第11条 ハラスメント防止委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、ハラスメント防止委員会を招集し、その議長となる。
- 3 ハラスメント防止委員会に副委員長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 5 ハラスメント防止委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 ハラスメント防止委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上で決する。
- 7 委員長は、必要と認めるときは、ハラスメント防止委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門ワーキング)

第12条 ハラスメント防止委員会に、専門的事項又は調査検討のため、必要に応じて専門ワーキングを置くことができる。

第4章 相談員

(相談窓口)

第13条 本学は、あらゆるハラスメントに対応するため、相談窓口を置く。

2 ハラスメントの相談は、面談のほか手紙、電話、ファックス、電子メールのいずれでも受け付けるものとする。

(相談員)

第14条 学長は、ハラスメントの相談に応じるため、相談員を置く。

(相談員の任務)

第15条 相談員の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメントに関する相談
 - (2) 通知措置に関する相談
 - (3) 調停又は調査の申し立ての前に行われる手続きに関する相談
- 2 相談員は、相談者が通知措置、調停又は調査の申し立てを望む場合、その旨を速やかにハラスメント防止委員会に報告するものとする。
- 3 相談員は、ハラスメントについて相談があった事実、当事者の意向等について記録に残し、その概要をハラスメント防止委員会に報告するものとする。
- 4 相談員は、必要に応じ健康支援センターと連携を図るものとする。
- 5 相談員は、ハラスメントの防止・対策に関し、ハラスメント防止委員会と連携を図るものとする。
- 6 相談員は、事態が重大で緊急な措置が必要であると認めた場合には、相談員連絡会議に図り、相談者の意向を尊重しながら、ハラスメント防止委員会に対応を依頼するものとする。

(構成)

第16条 相談員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 大学の教育職員 2人から4人
 - (2) 附属学校(園)の教育職員 3人(刈谷, 名古屋, 岡崎地区各1人)
 - (3) 事務職員等 2人から4人
 - (4) 健康支援センターの保健師
 - (5) その他学外の者
- 2 相談員の選出にあたっては、性別のバランスを考慮するものとする。
- 3 学内相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 相談員の氏名、所属、連絡用電話、ファックス及び電子メールアドレスなどは学内の掲示板に公示するものとする。
- 5 相談員は、ハラスメント防止委員会及び調査委員会の委員を兼務してはならない。

(相談員連絡会議)

第17条 相談員は相談員連絡会議を組織し、前条第1項各号に掲げる相談員の互選により、相談員代表を選出する。

- 2 相談員代表は、ハラスメント防止委員会との連絡調整、相談体制の円滑な運営及び緊急な対応が必要な場合には、相談員連絡会議を招集しその議長となる。
- 3 相談員連絡会議は、事態が重大で緊急な措置が必要であると認めた場合には、相談者の意向を尊重しながら、ハラスメント防止委員会に対応を依頼するものとする。

(遵守事項)

第18条 相談員は、任務を遂行するにあたり次の各号に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 相談者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう慎重に対処すること。
- (2) 相談にあたっては、相談者の同意を得た上で、原則として同性の相談員を含む複数の相談員で対応すること。
- (3) 本学のハラスメント対応のシステムを十分に説明し、相談者が熟慮した上で自ら解決方法を選択することができるよう支援すること。
- (4) 相談者の意向を尊重し、解決策を押し付けることのないよう留意すること。
- (5) 相談者に対する救済や対応策を講じるに際して、ハラスメントにあたる言動を行ってはならないこと。
- (6) 相談に係る記録の管理を厳重に行い、外部に流出しないよう注意を払うこと。

第5章 通知措置

(通知措置)

第19条 ハラスメント防止委員会は、通知措置の申し立てがあったときは、次の各号に基づき速やかに被申立人に文書で注意又は警告することにより対応するものとする。

- (1) 相談者及び相談者の関係者からの事実関係の調査は、ハラスメント防止委員会委員長から指名を受けた当該委員会委員により行うこと。
 - (2) 通知措置に当たっては、相談者の名前を伏せ、プライバシーを尊重するとともに、被申立人による報復措置を禁止すること等について十分配慮すること。
- 2 ハラスメント防止委員会は、事案の重大性によっては、調査委員会の設置を申し出ることができるものとする。

第6章 調停

(調停委員会)

第20条 ハラスメント防止委員会は、ハラスメントに関して調停の申し立てがあったときは、すみやかに当該事案に係る調停委員会を設置しなければならない。

- 2 調停委員会は、ハラスメント防止委員会委員の中から所属部局を考慮して、委員長が指名する3人の委員（うち少なくとも1人は女性とする。）をもって構成する。
- 3 調停委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 調停委員会は、委員長が責任者となって調停の進行を統括する。

(調停の手続き)

第21条 調停は、次の手続きに従って行う。

(1) ハラスメント防止委員会は、調停の申し立てに応じて直ちに調停の日時及び場所を決め、申立人及び被申立人（以下「当事者」という。）に通知する。

(2) 当事者は、調停に際して代理人及び付添い人（本学以外の者も可）を1人つけることができる。

2 調停委員会は、必要と認める場合には、調停前及び調停中の措置として、相手方及び関係者に対して、調停の内容の実現を不能にし、又は著しく困難にするおそれのある行為の停止又は排除を命じることができる。

(調停進行上の遵守事項)

第22条 調停委員会及び調停委員は、調停を進めるにあたっては、次に定める事項に注意しなければならない。

(1) 当事者がハラスメントについての認識を深めることを基本とし、当事者の主体的な話し合いが円滑に進むよう努めること。

(2) 調停にあたっては、被害者の抑圧や被害の揉み消しになるような言動を行わないこと。

(3) 申し立てられた側の「同意があった」旨の抗弁があった場合、その有無についての証明責任を申立人に負わせること。

2 調停委員会は、調停の進行状況及び諸般の事情を考慮して、調停案を提示することができる。ただし、この調停案の受諾については、当事者が自由意志で決定するものであり、調停委員会が強制してはならない。

(調停委員の交替又は調停打ち切り)

第23条 前条第1項各号のいずれかに違反する行為があった場合、当事者は、調停委員会に対して当該調停委員の交替又は調停の打ち切りを申し出ることができる。

2 前項の調停委員の交替の申し出があったとき、ハラスメント防止委員会は、直ちに委員の中から補充の調停委員を選出しなければならない。

(調停の終了)

第24条 調停は、次の各号に掲げる場合に終了するものとする。

(1) 当事者間で合意が成立し、合意事項が書面に記載されたとき。

(2) 当事者が、調停の途中で、前条第1項に規定する調停の打ち切りを申し出たとき。

(3) 調停委員会が、相当期間内に当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したとき。

2 前項第2号又は第3号による調停の終了は、調査の申し立てを妨げない。この場合、調停委員会は、当事者に調停に替わる手続き（調査の申し立て）を説明しなければならない。

- 3 調停が終了した場合には、調停委員会は速やかにハラスメント防止委員会委員長に経過及び結果を報告しなければならない。
- 4 当事者間での調停の合意の成立に際して、本学としてとるべき措置が必要な場合には、調停委員会委員長は、調停委員会の議を経て、合意文書に記載する。

第7章 調査

(調査委員会の設置)

第25条 学長は、相談者からハラスメントの調査の申し立てがあった場合及びハラスメント防止委員会が設置の必要を認めた場合は、ハラスメントの事実関係の調査にあたるため、委員会を設置する。

(調査委員会の任務)

第26条 調査委員会の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメントの事実関係を調査し、明らかにすること。
 - (2) 当事者及び関係者から事情を聴取すること。
 - (3) その他、当該事案の事実関係を明らかにするために必要な事項
- 2 調査委員会は、必要と認める場合には調査前及び調査中の措置として、相手方及び関係者に対して、調査を著しく困難にするおそれのある行為の停止又は排除を命じることができる。

(調査の期間)

第27条 調査委員会は、当事者及び関係者から事情を聴取し、ハラスメントの事実関係を、申し立てのあった日から3か月以内に明らかにすることとする。ただし3か月以内に調査が完了しないときで、やむを得ない事由がある場合には、相当期間延長することができる。

(構成)

第28条 調査委員会は、学長が任命する次の委員をもって構成する。

- (1) 当該事案の関係する部局以外から学長が任命した者 若干名（女性を含む。）
 - (2) 弁護士 1人
- 2 委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の任務が終了するまでとする。
- 3 委員は、複数の事案の調査委員会の委員を兼務することを妨げない。

(委員長及び議事)

第29条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 調査委員会委員長は、調査委員会を招集し議長となる。
- 3 調査委員会委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。
- 4 調査委員会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(調査にあたっての遵守事項)

第30条 調査委員会及び調査委員は、調査を進めるにあたって、次に定める事項に注意しなければならない。

(1) 調査に際して、被害者の抑圧や被害の揉み消しになるような言動を行ってはならない。

(2) 申し立てられた側の「同意があった」旨の抗弁があった場合、その有無についての証明責任を申立人に負わせてはならない。

(調査委員の交替又は調査の打ち切りの申し出)

第31条 前条各号のいずれかに違反する行為があった場合、申立人は調査委員会に対して当該調査委員の交替又は調査の打ち切りを申し出ることができる。

2 前項の「委員の交替」の申し出があったとき、学長は、直ちに補充委員を選考しなければならない。

(調査の終了)

第32条 調査は次の各号に掲げる場合に終了するものとする。

(1) 調査委員会の調査が完了したとき。

(2) 申立人が、前条第1項に規定する調査の打ち切りを申し出たとき。

(3) 申し立て後3か月以内に調査が完了する見込みがなく、相当期間の延長をしても完了する見込みがない場合で、ハラスメント防止委員会の議を経たとき。

2 調査が終了した場合には、調査委員会は速やかに学長に経過及び結果を報告しなければならない。

(懲戒等の報告)

第33条 調査委員会は、被申立人によるハラスメントが懲戒等に該当すると認められた場合には、当該被申立人の懲戒等の内容について、学長に報告する。

(懲戒等の決定)

第33条の2 学長は、前条の報告に基づき、職員を被申立人とするハラスメントにおける懲戒処分については、国立大学法人愛知教育大学就業規則（2004年4月1日規程第2号）により、役員会の議を経て行う。ただし、大学の教育職員については、教育研究に係る事項に限り、教授会、役員会の議を経て行う。

2 学長は、前条の報告に基づき、学生を被申立人とするハラスメントにおいては、国立大学法人愛知教育大学学則（2004年4月1日学則第1号）により教授会の議を経て、懲戒処分を行うことができる。

3 学長は、前条の報告に基づき、園児・児童・生徒を被申立人とするハラスメントにおいては、附属学校長及び附属園長に対して職員会議の議を経て、国立大学法人愛知教育大学附属学校規則（2013年3月13日規程第15号）により教育的指導の下に必要な措置を講じるよう命ずることができる。

第8章 その他

(公表)

第34条 ハラスメントに起因する問題により、加害者に対し懲戒処分を行った場合は、プライバシーの保護に配慮しつつ、本学の対応措置の透明性を確保し、かつ、社会に対する説明責任を果たすため、原則としてすべて学内外に公表する。この場合において、公表は、学内への公示及び報道機関への通知又は記者会見によって行う。

2 公表内容は、事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、職位等の処分者の属性に関する情報等を、個人が識別されない内容のものとするを基本とする。ただし、特に社会的影響が大きい重大なハラスメントについては、被処分者の氏名を公表することができる。

3 公表の時期については、処分後速やかに公表する。

(構成員への説明)

第35条 学長は、就労又は修学環境の深刻な悪化を伴う重大な事案について、構成員に対し直接説明し、構成員の信頼を回復するよう努めなければならない。

(個人情報等の保護)

第36条 相談員、ハラスメント防止委員会委員及び調査委員並びにその他の関係者は、ハラスメント相談への対応にあたっては、相談者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、任期中及び退任後においても知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第37条 構成員は、ハラスメント相談の申し出、当該相談に係る調査への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な扱いをしてはならない。

(欠格条項)

第38条 相談員、ハラスメント防止委員会委員並びにハラスメント相談への対応及びその手続きに関わる者が被申立人となった場合には、当該事案について対応及びその手続きに関わるできない。

(記録の保管)

第39条 ハラスメント防止委員会委員長は、ハラスメント相談への対応にあたって入手又は作成したすべての文書をその責任において厳重に保管しなければならない。

2 学長及び部局長は、ハラスメント相談への対応に関し入手した文書をそれぞれの責任において厳重に保管しなければならない。

(事務)

第40条 ハラスメント防止委員会、調停委員会及び調査委員会の事務は、人事労務課において行う。

(規程の改廃)

第41条 この規程の改廃は、ハラスメント防止委員会、役員会の議を経て学長が決定する。

(その他)

第42条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、ハラスメント防止委員会、役員会の議を経て、学長が定める。

附 則

1 この規程は、2006年4月1日から施行する。

2 国立大学法人愛知教育大学セクシュアルハラスメント防止等に関する規程（2004年4月1日制定）、愛知教育大学セクシュアル・ハラスメント防止等対策委員会規程（2004年9月29日制定）、愛知教育大学セクシュアル・ハラスメント相談窓口及び相談員規程（2004年9月29日制定）、愛知教育大学セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程（2004年9月29日制定）、愛知教育大学セクシュアル・ハラスメント調停委員会規程（2004年9月29日制定）は廃止する。

附 則（2008年規程第17号）

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年規程第54号）

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2009年規程第1号）

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年規程第78号）

この規程は、2009年10月14日から施行し、2009年10月1日から適用する。

附 則（2010年規程第2号）

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2011年規程第106号）

この規程は、2011年11月9日から施行し、2011年10月1日から適用する。

附 則（2013年規程第28号）

この規程は、2013年5月15日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則（2014年規程第17号）

この規程は、2014年6月11日から施行し、2014年4月1日から適用する。

附 則（2015年規程第27号）

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2016年規程第25号）

この規程は、2016年4月1日から施行する。